



鋸南町社協だより



第 193 号 令和3年7月5日

発行 社会福祉法人 鋸南町社会福祉協議会

住所 〒299-1902
千葉県安房郡鋸南町保田560

電話 0470-50-1174

HPアドレス kyonan-shakyo.jp

令和3年度 社会福祉法人鋸南町社会福祉協議会事業計画

基本方針

少子高齢化の進行が著しく、高齢化率が48%を超えた鋸南町においては、地域での支え合い助け合いの重要性は益々高まると考えられ、社会福祉法において地域福祉推進の中核として位置づけられている社会福祉協議会が地域で求められる役割は、さらに多様化、複雑化してくることが想定される。

鋸南町社会福祉協議会としては、地域が抱える様々な問題に真摯に向き合い、地域住民を始め、福祉、保健、医療等の関係諸機関との連携を密にし、各種地域福祉事業や介護保険事業などの適正な実施に努める。

中でも、生活支援体制整備事業、総合事業、日常生活自立支援事業などの推進に際して欠かすことのできないマンパワーであるボランティアの活性化には一層注力し、公私協働の理念のもと「我が事・丸ごと」の地域ぐるみ福祉の実現を目指す。

また、大規模災害発生時、町との協定に基づき災害ボランティアセンターの設置、運営をするための準備を進め、町民が住み慣れた地域で生活を続けられるよう平時から心掛けておく。

さらに、職員の積極的な研修への参加促進や資格取得の支援を行い、よりレベルの高い専門職を育成することで、法人運営体制の充実を図る。

事業内容

I 法人運営

地域福祉を推進する社会福祉法人として活発に活動できるよう、先駆的かつ柔軟な組織運営に努める。

1. 理事会、評議員会等の開催

II 社会福祉の啓発

社会福祉協議会の存在意義、活動を内外に明らかにし、地域における社会福祉の啓発を図る。

1. 鋸南町社協だより「ふくし」の発行
2. ホームページの充実
3. 第31回鋸南町社会福祉大会の開催

III 地域福祉の推進

地域の課題を把握し、その課題を地域住民とともに解決するための方法を提案、実現させ、誰もが住み慣れた地域でいつまでも暮らすことができる鋸南町の実現を目指す。

- | | |
|-------------------|--------------------------------|
| 1. 社協支部活動の支援 | 9. 訪問型サービスB事業（訪問助け合い活動『ちょこボラ』） |
| 2. 各種資金の貸付 | 10. 生活支援体制整備事業の推進 |
| 3. 心配ごと相談所の開設 | 11. ボランティア活動の推進 |
| 4. 無料弁護士相談の実施 | 12. 災害ボランティア活動の体制整備 |
| 5. 福祉教育の推進 | 13. 日常生活自立支援事業 |
| 6. 福祉車両の無料貸出事業 | 14. 共同募金運動 |
| 7. 福祉有償運送事業（カーぼら） | 15. 福祉団体の事務局 |
| 8. 配食サービス事業（食ボラ） | |

IV 在宅福祉サービスの推進

介護保険事業を軸とし、在宅での生活継続を支援する体制を整える。

1. 福祉器具の無料貸与事業
2. 介護予防高齢者施策事業（鋸南町委託）
3. 鋸南町デイサービスセンターの管理経営（指定管理者）
4. 訪問介護事業
5. 居宅介護支援事業

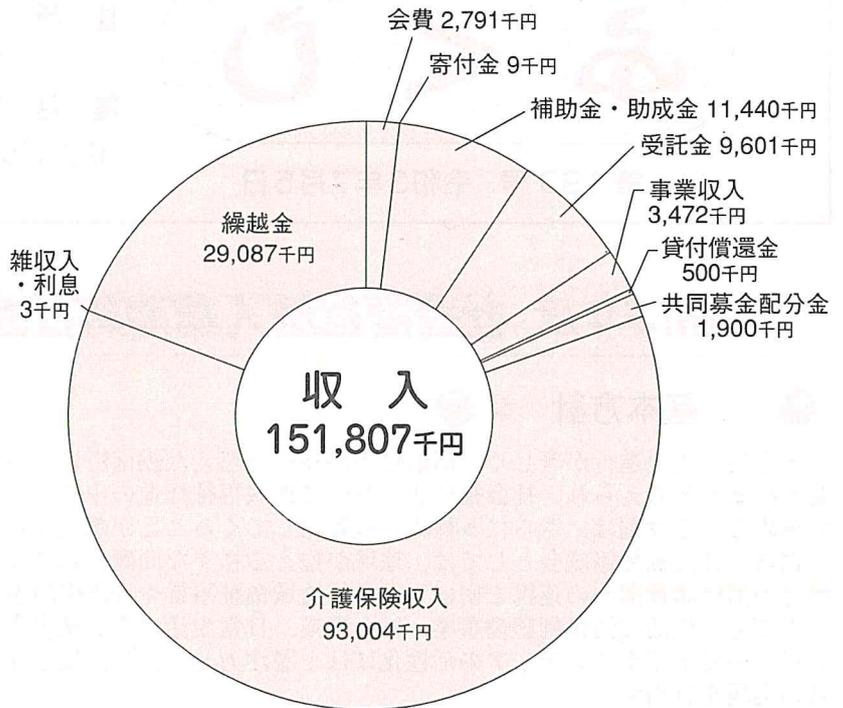
令和3年度 予算

収入

社会福祉協議会は民間の非営利団体ですので、町民の皆さんからの会費が貴重な財源となります。令和3年度は、約280万を見込んでおり、カーぼら（福祉有償運送事業）や各種ボランティア事業等、地域での支え合い・助け合いの事業に活用させていただきます。

最も多額を占めるのは介護保険収入で、およそ9千3百万円を見込んでおり、これは収入総額の約61%になります。居宅介護支援事業、訪問介護事業、通所介護事業の介護報酬等で、前年度予算と比較すると、1千7百50万円の減額となっています。

補助金・助成金のおよそ1千100万円は、主に鋸南町からの補助金です。地域福祉に係る人件費の他、ちょこボラ、食ボラ（配食サービス）、サロン事業などの地域福祉事業の財源としています。

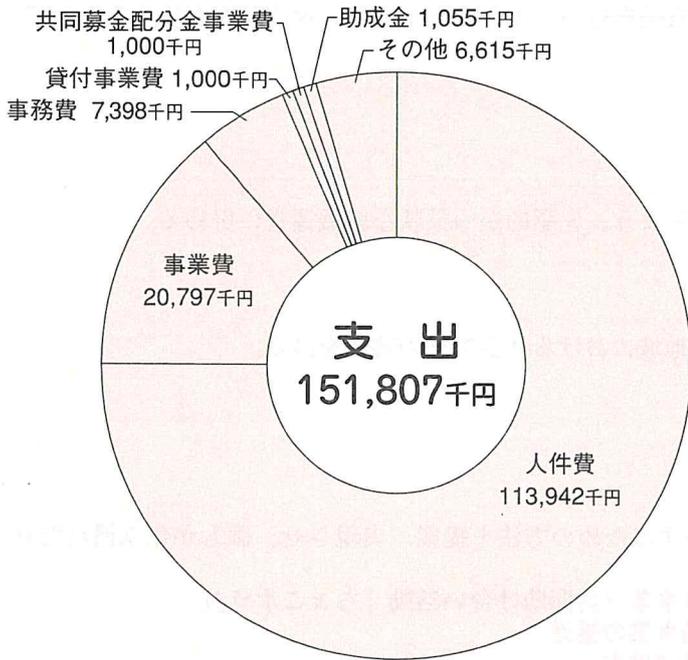


支出

支出総額の約75%にあたる約1億1千4百万円は人件費です。事務職員、介護支援専門員、訪問介護員、介護職員、看護職員、調理員等、45名の正職員、準職員の給料や手当などです。

次いで、支出総額の約14%にあたる約2千万円が事業費で、居宅介護支援事業、訪問介護事業、通所介護事業の経費の他、各種地域福祉事業の消耗品費や光熱水費等、事業に要する費用です。

他は、事務費、貸付事業費、共同募金配分金事業費などとなっています。



「住み慣れた自宅で
安心して暮らし続けるお手伝い」
社会福祉協議会

この事業は、高齢者や障害者で判断能力が低下した方が、住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるようお手伝いする事業です。
社会福祉協議会と契約を結んで、日常的な金銭管理の援助、通帳や実印などの大切なもののお預かり、福祉サービスの利用手続きの援助、などを頼むことができます。
ご利用の際には、支援時間に応じた利用料と年会費がかかりますが、この制度をご利用いただくことで、安心して生活をしていただくお手伝いができると思いますので、お気軽にご相談下さい。

※相続などの法律行為や詐欺などの違法な売買契約から身を守るという効力はありません。

ふくしの泉

次の方々から福祉の充実と社会福祉協議会の円滑な運営のため、災害復旧支援のために、善意のご寄付をいただきました。皆様方のお心遣いに感謝申し上げます。

- ☆匿名様 二四、八七三円
- ☆鋸南中学校様 二七円
- ☆株渡保険センター様 三〇〇、〇〇〇円
- ☆匿名様 三〇〇、〇〇〇円
- ☆匿名様 五、〇〇〇円
- ☆匿名様 三〇〇、〇〇〇円
- ☆匿名様 四〇〇、〇〇〇円
- ☆匿名様 一〇〇、〇〇〇円